

一九三〇年

九時間八分

即ち各種産業の平均数より云ふときはその労働時間と政府労働時間係約素の除外例規定より少なくなつて居る  
しかしながらそれでは何故政府労働時間係約素を批准しないかと云ふ議論が出る

次に夜禁禁止問題については日本にとつて更に不利である。日本紡績業者はたつた一時間スライドして居るだけだとか又はシフトの関係だと云ふがそれは未批准の説明とはなり得ない  
又週休制度に關する條約案未批准についても日本政府は労働時間係約素の除外例規定中の條項と重複するとの理由の下にその未批准を辯護しやうとするがこれも充分なる防衛とはならない  
以上の如く労働時間に關する限りは日本商品の海外進出阻害シアル。ダンピングなり更に採取労働の産物なりとする非業を不當なりとする事に唯一の支障となつて居る

日本商品をソーシアル。ダンピングならずとするものはこの

3

題については是非政府に向つてその三條約案の批准を促がす態度をとるべきであらう  
海運及貿易に關する重厚なる補助

右については決して日本のみが重厚なる保護政策をとつて居るものではない

昭和九年に於ける日本政府の航路補助金は海運千二百三十四萬圓であるが、一方英國政府は一九二六年以降五十九萬四千七百磅の航路補助金を七千五百磅の造船保護金を支出して居る。又米國政府は一九三〇年以降郵便航路送補助金として九百八十萬磅造船保護金として二億五千萬弗を支出して居る。佛國政府は一九二五年以降航路補助金として八千九百萬法、油糧船、冷凍船建造補助金として年額五十萬法を撥出して居る。此外各國政府は準備金融について莫大の補助乃至保護を當業者に與へて居る  
商標偽造問題については部分的の問題であらうとは思ふがたとへば商標の一端に「英國（又は獨逸）に於て作られたものと同等の品質を有す」といふ文字があり、これが商標偽造問題として非難され

4